

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	委託業務「取替炉心設計解析業務」において、追加業務が発生したにもかかわらず委託内容変更手続きを失念したため、契約変更手続を実施。	C	
2	1号機	主発電機電力計点検時、デジタル表示部の表示不良(一部分が薄い)が認められたため、当該表示部を補修。	D	
3	1号機	復水ろ過装置ろ過器(J)ストレーナ逆洗水ドレン弁(空気作動)点検時、電磁弁排気口より空気の漏えいが認められたため、当該弁を交換。	D	
4	1号機	復水貯蔵タンク水位調節弁入口弁点検時、シートリークが認められたため、対応検討。	D	
5	1号機	高圧炉心スプレイ系試験圧力抑制室調節弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に線状指示模様及び円形指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
6	1号機	主蒸気止め弁(1)及び蒸気加減弁(4)シートドレン弁点検時、各弁開度計に指示不良(振り切れ)が認められたため、当該開度計を補修。	D	
7	1号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用蒸気タービンのオイルフラッシング時、後部軸受け空気抜き管より油の漏えい(堰内:約10リットル)が認められたため、当該油を拭き取り清掃、対応検討。	C	
8	1号機	復水浄化系空気作動弁点検時、復水脱塩装置(J)塔空気抜弁用電磁弁本体及び高電導度廃液系廃液分配弁用電磁弁本体・排気口より空気の漏えいが認められたため、当該弁を交換。	D	
9	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)点検による停止操作時、同熱交換器の電解鉄イオン注入流量指示計に指示値不良(停止時流量表示)が認められたため、当該流量計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353